

## 埼玉県告示第百四十七号

### 告 示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和四年二月二十五日

埼玉県知事 大野元裕

ム ふたばほっとホー		羽生訪問看護ステ ーション		志賀歯科医院		吹田脳外科医院		名称	
○一 蕨市中央一一一		瀬羽生市大字下岩 四四六		所沢市東所沢一 二一八		熊谷市佐谷田不 動堂七四三		所在地	
介護予防認知症対応型通所介護	介護認知症対応型通所	訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	サービスの種類
一日	令和四年一月三十	一日	令和四年一月三十	一日	令和三年十二月二十一日	令和三年十二月三十一日	一日	令和三年十二月三十一日	廃止年月日